

事前評価調書

I 事業概要																																											
事業名	農業農村整備事業（緊急農地防災事業）																																										
地区名	みやげがわさがん 三宅川左岸地区																																										
事業箇所	稲沢市																																										
事業のあらまし	<p>本地区は稲沢市中央部に位置し、二級河川三宅川左岸側の低平な農村地域である。</p> <p>地区内の排水は三宅川排水機場により二級河川三宅川に排水されているが、豪雨時に地区外流域からの排水の流入によりしばしば農地や農業施設、公共施設等に湛水被害が発生しているとともに、排水機場に能力以上の負荷が生じ、新たな湛水被害が発生する恐れが生じている。</p> <p>このため、二級河川三宅川へ排水する排水路を新設整備することで湛水被害を防止し、農業経営の安定と県民生活の安全・安心を図るものである。</p>																																										
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水路を整備し、農地、農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。 （基準雨量：241mm/日、1/10年確率雨量）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																										
事業費	事業費	内訳																																									
	7.9億円	■工事費 6.4億円、■用補費 0.4億円、■その他 1.1億円																																									
事業期間	採択予定年度	平成29年度	着工予定年度	平成30年度	完成予定年度	平成34年度																																					
事業内容	排水路 L=590m																																										
II 評価																																											
① 業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は、豪雨時に地区外流域からの排水の流入により、農地、農業用施設及び公共施設等に湛水被害が生じているため、排水能力を確保するための整備を行う必要がある。</p> <p>また、「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（平成27年9月）に基づき算定したB/Cは11.58で1.00を超えている。</p>																																									
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>排水路の整備により排水能力を確保し、湛水被害を未然に防止する必要があるため。</p>																																								
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="5">←→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td colspan="5">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">7.9</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	H33	H34	工種区分	調査・設計	←→						用地補償		←→					工事		←→					事業費(億円)		7.9				
			H29	H30	H31	H32	H33	H34																																			
	工種区分	調査・設計	←→																																								
用地補償			←→																																								
工事			←→																																								
事業費(億円)		7.9																																									
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																										
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。</p>																																									

Ⅲ 対応方針	
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>本事業は想定規模と同等の降雨がなければ効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。</p>	